

商品テスト室の業務の見直し

対象受検機関：消費生活センター

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>くらしの商品安全情報室（以下、「商品テスト室」という。）は大阪府と大阪市が共同で事業を行っており、商品テスト、技術相談及び製品の安全に関する情報発信を行っている。</p> <p>1 商品テスト室の運営に係る経費について 平成24年度の商品テスト室の運営に係る経費は、府市連携負担金（賃料、共益費等）8,847千円＋委託費（人件費等）15,453千円＝24,300千円であり、業務量にかかわらず、大阪市と1/2ずつ負担することとしている。</p> <p>商品テスト室の面積は111.58平方メートル（33.8坪）であり、運営業務は全て（公財）関西消費者協会に委託しており、平成24年度は常勤1名、非常勤4名の体制である。</p> <p>2 業務等の実績について 苦情相談に基づくテスト件数は10年前の平成15年には年間88件であったが、年々減少し、平成24年度には半減以下の34件となった。</p> <p>(1) 平成24年度に商品テスト室でテストを実施したものは19件である。外部にテストを委託した15件のうち、10件は（独）国民生活センターに無料で委託し、その他5件を合計67千円で委託しており、有償の場合でも外部に委託すると1件当たり13千円程度で実施できている。</p> <p>(2) 内部で実施した商品テスト19件のうち17件が被服品（主にクリーニング）のテストであった。なお、食品関連のテストは保健所の管轄であり、当テスト室では扱わない。</p> <p>(3) テスト用機器類（重要物品）は、平成19年に現ATCへ府市テスト室を統合する際に整理して、必要なもののみ7点を保有しているが、平成24年度の使用実績があるのは7点中1点（高精細デジタルマイクロスコープ）のみであった。</p> <p>3 消費者安全法において求められている技術的な機能について商品テスト室を設置することは消費者安全法に規定されていない。また、現在商品テスト室を設置している都道府県は全国で27団体である。</p>	<p>平成24年度に府の商品テスト室に持ち込まれたテスト件数は、10年前の4割に満たない34件へと減少しており、うち、テスト室でテストを行っているのは月平均1～2件という低利用状況である。また内部の商品テストのほとんどがクリーニングの検査であった。重要物品においても高精細デジタルマイクロスコープ1点しか使われていない。</p> <p>このような実情に対して、現在の商品テスト室は人員の配置体制、占有面積、重要物品の保有状況において規模が過大である。</p> <p>消費者安全法において、都道府県は市町村に対する技術的援助を行うこと、専門的な知識及び技術を必要とする調査分析を行うこととされているが、現状の府の商品テスト室が行っていることは、それに合致しているとはいえない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 商品テスト室の機能について、府が担うべき役割を明確にしないまま、件数が減少基調にあるテスト業務を継続していることは、非効率と考えられる。 共同設置者である大阪市とも協議の上、早急に現在のテスト室機能について見直しを行いたい。</p> <p>【消費者安全法】 （都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施） 第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。 (2) 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。 （中略） ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 （以下省略）</p>
消費生活センターの見解		
<p>消費者安全法第8条第1項には、都道府県は市町村に対する技術的援助を行うことと規定されており、大阪府消費者保護条例においても、第3条第2項には府の責務として、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとして規定されている。また、府条例第29条には、「府は、消費者施策の実効を確保するため、商品及び役務等に関する試験、検査等を行う施設の整備に努めるものとする。」第30条には、「府は消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、必要に応じて商品及び役務等の品質、安全性、その他の内容に関する試験及び検査等に関する調査の結果の発表等消費生活に関する知識の普及及び情報の提供並びに消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。」と規定されている。</p> <p>日本有数の大都市であり大消費地である大阪府においては、商品の安全性に関する情報が多く集まることから、大阪府消費生活センターに、消費者からの相談、苦情処理のための鑑別テストを行う商品テスト室が置かれてきたことは、大きな意義があると考えられる。</p> <p>ただ、監査から指摘のあった現在のテスト実績などを見ると、効率性及び専門性の観点から、その実施方法や、人員配置体制、占有面積、テスト用機器である重要物品の保有状況については、多くの課題があることは認識しており、今後、事業のあり方について検討していかねばならないと考えている。</p> <p>商品テスト事業は、府条例にも定められている府の消費者施策における重要事項であることから、消費者の保護に関する施策についての重要事項の調査審議を行うことを目的として設置された大阪府消費者保護審議会に意見をお聞きするとともに、共同運営先である大阪市と協議を行い、商品テスト室の機能として府が担うべき役割と商品テスト室及びその管理運営の最適な在り方について検討していく。</p>		

措 置 の 内 容

監査の結果を受け、共同設置者である大阪市とも協議し検討した結果、商品テスト機能（技術相談、商品テスト）や啓発機能は残しつつ規模の見直しを行い、賃借していた作業スペースを廃止し、現在も活用しているデジタルマイクロスコープ以外の検査機器について管理換え等を行い、平成26年度末をもって「くらしの商品安全情報室」を廃止した。

平成27年度からは、常勤1名、非常勤1名の体制で、商品テスト（デジタルマイクロスコープを利用した拡大観察等以外は外部委託）及び啓発業務等を消費生活センター内において実施していくこととした。

(参考)

商品テストに使用していた備品の処理対応一覧

商 品 名	処 理 対 応
・メトラー天秤	管理換え（文化財保護課）
・電子上皿天秤	管理換え（計量検定所）
・超音波洗浄機 洗浄槽	管理換え（文化財保護課）
・超音波洗浄機 発信機	管理換え（文化財保護課）
・紫外線検出器	売払い
・C I E D65 標準光源	無償譲渡（産業技術総合研究所）
・超小型純水製造装置	売払い
・蒸留水製造装置	管理換え（計量検定所）
・ガスクロマトグラフ質量分析計（重要物品）	管理換え（家畜保健衛生所）
・高速液体クロマトグラフ（重要物品）	無償譲渡（産業技術総合研究所）
・高精細デジタルマイクロスコープ（重要物品） （株）キーエンス VH-6300	管理換え（計量検定所）
・高精細デジタルマイクロスコープ（重要物品） ライカマイクロシステムズ社製DVM5000	今後も消費生活センターで使用
・ソニービデオプリンターシステム	管理換え（計量検定所）
・フーリエ赤外分光光度計（重要物品）	売払い
・フーリエ赤外分光光度計アプリケーションソフト（重要物品）	売払い
・イオンクロマトグラフ（重要物品）	売払い